

みよし男女共同参画交流ネット登録団体自主講座講師料の支払いについて

1 内 容

男女共同参画社会の形成を図るため、「みよし男女共同参画交流ネット」登録団体が企画・運営する講座又は講習会において、外部講師を招いて講師料を支払う場合に市から講師料を支出します。

2 対象事業

「みよし男女共同参画交流ネット」に登録した団体が、会員以外の参加者を含めて単独又は合同で開催する事業で、次に該当するものが対象です。

- (1) 子育て支援
- (2) 男女が支えあう地域づくり
- (3) 男性の家事、育児及び介護への参加
- (4) 地域参画
- (5) 心と体の健康づくりの推進
- (6) 女性及び子どもに対する暴力の防止
- (7) ワーク・ライフ・バランス
- (8) 女性の能力開発

3 講師料の金額

1 団体につき年間2万円以内

4 支払い手続き

- (1) 事業開催日の2週間前まで
「事業実施計画書（様式1）」、「債権者口座振替申請書」、「開催する講座について分かるもの（チラシ等）」を協働推進課へ提出
- (2) 事業実施後、30日以内（又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日）に「事業実績報告書兼支払依頼書（様式2）」、「講座資料」「報告写真」「ふりかえりシート」「みよし男女共同参画交流ネット事業に関するアンケート」「収支報告書」を協働推進課へ提出
- (3) 上記書類を協働推進課が確認後
協働推進課が講師へ直接支払い